

静岡県労働保険指導協会だより

令和元年 秋号



特集 「時間外労働の上限規制」に備えよう

法改正に伴い

36協定届が新様式になります…P2～3

★36協定とは

★新様式の変更箇所

★様式変更のチェックポイント

★36協定届の記載例(限度時間を超えない場合、特別条項)

労働時間(法定労働時間・時間外労働など)

割増賃金(時間外労働・休日労働・深夜労働)の基礎知識

★労働時間に上限があるの?休みはどれくらい与えるの?

★法改正後の36協定における時間外労働&休日労働の上限は?

★割増賃金の計算方法&割増賃金率は?

…p 4～5

時間外&休日労働の時間数計算の間違えやすいポイント

★週休2日の会社における休日労働

★所定労働時間が7時間の会社における時間外労働

★振替休日と代休(代替休暇)は休日労働?

★働き方改革関連法の概要

…p 6～7

社会保険に加入しましょう…P8

今月の深堀り知識:月給制の場合の割増賃金の計算方法



令和元年第2期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



〒420-0961 静岡市葵区北3-7-27

静岡県労働保険指導協会



054-297-5104



社会保険に加入しましょう

(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険)

法改正

29年8月より
老齢年金を受け取るために
必要な資格期間が
25年→10年に短縮。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金

- 法人 従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業 5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の業種は任意加入)

法改正

28年10月より
従業員501人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

法改正

29年1月より
65歳以上も加入対象
雇用保険の適用拡大。



健康保険

- 法人 従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業 5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の業種は任意加入)

詳しくは当会まで 054-297-5104



今月の深堀り知識

割増賃金の計算の基礎となる賃金

Q. 月給制の場合、どのように
割増賃金の計算をするのですか？

関連記事: 5ページ「割増賃金額の計算方法」

割増賃金額の計算方法

$$\text{1時間あたりの賃金額} \times \text{時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数} \times \text{割増賃金率}$$

A.

1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、
次のように計算します。



月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金について
は除外することができます。7項目以外の賃金は全て算入
しなくてはなりません。

- ①家族手当（扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの）
- ②通勤手当（通勤に要する費用に応じて支給するもの）
- ③別居手当
- ④子女教育手当

⑤住宅手当（住宅に要する費用に定率を乗じて支給するもの）

⑥臨時に支払われる賃金

⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の計算の基礎に含めることとされています。



原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日労働は分単位で正確に計上しましょう。1か月の各総時間数に1時間未満の端数がある場合、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能です。30分以上は切り捨てできませんので要注意です。

編集と発行 労働保険事務組合 静岡県労働保険指導協会

〒420-0961 静岡県静岡市葵区北3-7-27 電話: 054-297-5104 FAX: 054-297-5101

E-mail: info@shizuoka-rouho.com URL http://shizuoka-rouho.com/